

(総則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書等（別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする印刷製本の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の印刷製本物（印刷原稿に基づき印刷を行い、製本したもの）をいう。以下同じ。）を納入期限内に完成して納入し、発注者は、その契約金額を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する印刷製本物を完成し、又はその意図する仕事を完了するため、印刷製本に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い印刷製本を行わなければならない。
- 4 受注者は、仕様書等にその品質が明示されていない材料があるときは、中等以上の品質を有するものを使用しなければならない。
- 5 印刷製本物を完成して納入を完了するための一切の手段については、この契約書及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 6 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が完了した後も同様とする。
- 7 受注者は、印刷製本物（未完成の印刷製本物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、又は複写させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 8 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解説は、書面により行わなければならない。
- 9 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 10 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 11 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 12 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 13 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 14 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

- 第2条** 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならぬ。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、契約金額の100分の5以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第3号又は第4号のいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第27条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。
- (1) 第1項第4号の保証を付したとき。
- (2) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (3) 契約金額が1,300,000円未満のとき。
- (4) 単価契約を締結する場合において、その契約金額の総額をあらかじめ定めることができないとき。

- (5) 隨意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (6) 契約の相手方が国、地方公共団体等で契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 市長、上下水道事業管理者又は病院事業管理者が特に認めるものであるとき。

6 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の5に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受注者は、印刷製本物（未完成の印刷製本物及び印刷製本を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括委任等の制限及び誓約書の提出)

第4条 受注者は、印刷及び製本を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受注者は、印刷及び製本の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとする場合は、この限りではない。

3 発注者は、受注者に対して、印刷及び製本の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

4 受注者は、受任者又は下請負人が、枚方市暴力団排除条例（平成24年枚方市条例第45号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りではない。

5 発注者は、受注者が枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当し、入札等除外措置を受けた場合又は第22条第11号イからヘまでのいづれかに該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。

6 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(印刷原稿の引渡し等)

第5条 発注者は、この契約の締結後、速やかに、印刷原稿を受注者に引き渡すものとする。

2 受注者は、前項の規定により引渡しを受けた印刷原稿により初校の印刷を行い、発注者の校正を受けるものとする。

(著作権等に関する責任等)

第6条 受注者は、印刷に際して使用すべきイラスト、写真、地図等が著作権その他の権利の対象となっているときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

2 発注者は、印刷に際して使用すべきイラスト、写真、地図等を指定した場合において、次の各号のいづれにも該当するときは、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

- (1) 発注者が、仕様書等において、当該イラスト、写真、地図等が著作権その他の権利の対象となっている旨の明示をしなかつたとき。
- (2) 受注者が、当該イラスト、写真、地図等が著作権その他の権利の対象となっていることをこの契約の締結の際に知り得なかつたとき。

(特許権等の使用)

第7条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければなら

ない。

(契約金額に含むもの)

第8条 契約金額には、梱包及び運送に要する費用を含むものとする。

(仕様書等の疑義)

第9条 受注者は、仕様書等に疑義がある場合には、遅滞なく発注者に通知し、その指示を受けなければならない。

(契約内容の変更、印刷製本及び納入の一時中止等)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書等若しくは印刷原稿の変更の内容又は印刷若しくは製本若しくは印刷製本物の納入の一時中止の内容を受注者に通知して、印刷製本の内容を変更し、又は印刷若しくは製本若しくは印刷製本物の納入を一時中止させることができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

- 2 前項の場合において、発注者は、受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- 3 前項の規定による負担額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の請求による納入期限の延長等)

第11条 受注者は、天災その他の受注者の責めに帰すことができない事由により納入期限までに納入を完了できないときは、その理由を明示した書面により、発注者に納入期限の延長を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、納入期限を延長しなければならない。発注者は、その納入期限の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)

第12条 発注者又は受注者は、契約締結後において、天災その他の受注者の責めに帰すべきことができない事由又は日本国内における急激なインフレーション若しくはデフレーションにより、契約内容が著しく不適当となったときは、その実情に応じて、相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(納入)

第13条 受注者は、印刷製本物を納入しようとするときは、納品書を発注者に提出し、印刷製本物を一括して納入しなければならない。ただし、単価契約においては、契約期間中、発注者の発注のある度に、発注者の指定する納入期限までに当該発注に係る印刷製本物を一括して納入しなければならない。

- 2 受注者は、前項本文の規定にかかわらず、発注者が必要があると認めるとき、又はやむを得ない理由があると認めるときは、印刷製本物を分割して納入することができる。
- 3 受注者は、発注者に納入した印刷製本物を、その承諾を得ないで持ち出すことができない。

(検査)

第14条 発注者は、前条第1項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して14日以内に検査を行うものとする。

- 2 受注者は、あらかじめ指定された日時及び場所において、前項の検査に立ち会わなければならぬ。
- 3 受注者は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 4 発注者は、必要があると認められるときは、第1項の検査のほか、納入が完了するまでにおいて、品質等の確認検査を行うことができる。
- 5 第1項及び前項の検査に直接必要な費用及び検査のため変質し、変形し、消耗し、又は毀損したものを原状に復する費用は、全て受注者の負担とする。

(印刷製本物の修補等)

第15条 受注者は、納入した印刷製本物の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、速やかに修補し、又は修補に代えて新たに印刷若しくは製本を行い、仕様書等に適合した印刷製本物を納入しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、発注者により修補又は修補に代えて新たに印刷若しくは製本を行うための期間を指定されたときは、その期間内に仕様書等に適合した印刷製本物を納入しなければならない。
- 3 受注者は、前2項の規定により修補又は修補に代えて新たに印刷若しくは製本を行ったときは、納品書を発注者に提出

し、その印刷製本物を納入しなければならない。

4 前項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、前条第1項から第3項まで及び第5項の規定を準用する。

(**所有権の移転、引渡し及び危険負担**)

第16条 印刷製本物の所有権は、第14条第1項の検査に合格したときに、受注者から発注者に移転し、同時にその印刷製本物は、発注者に引き渡されたものとする。

2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた印刷製本物についての損害は、発注者の責めに帰すべき事由によってこの契約による債務を履行することができない場合を除き、全て受注者の負担とする。

(**契約金額の支払い**)

第17条 受注者は、印刷製本物の納入が完了し、第14条第1項の検査に合格したときは、契約金額の支払を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、印刷製本物を分割して納入し、第14条第1項の検査に合格したときは、当該納入に係る印刷製本物に係る契約金額の支払を請求することができる。ただし、仕様書等において納入が完了し、第14条第1項の検査に合格したときに一括して契約金額を支払うと定めたときは、この限りでない。

3 発注者は、前2項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して30日以内に契約金額を支払わなければならない。

4 発注者がその責めに帰すべき理由により第14条第1項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数（以下この項において「遅延日数」という。）は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(**契約不適合責任**)

第18条 発注者は、納入された印刷製本物に、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、受注者に対し、その修補、新たな印刷製本物の納入又は不足分の納入による履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいづれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 印刷製本物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(**履行遅滞の場合における損害金等**)

第19条 発注者は、受注者の責めに帰すべき理由により、納入期限までに印刷製本物を納入することができない場合において、納入期限の経過後相当の期間内に印刷製本物を納入する見込みのあるときは、受注者から遅延損害金を徴収して、納入期限を延長することができる。

2 前項の遅延損害金の額は、延長日数につき、契約金額に対してこの契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（以下「契約締結日における支払遅延防止法の率」という。）を乗じて計算した額とする。ただし、延長日数は、発注者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。

3 第15条第2項の規定により修補又は修補に代えて新たに印刷若しくは製本を行うための期間を指定した場合において、当該修補又は修補に代えて新たに印刷若しくは製本を行う印刷製本物がその期間経過後に納入されたものであるときは、

当該印刷製本物に係る遅延損害金は、納入期限の翌日から計算する。

(発注者の任意解除権)

第20条 発注者は、印刷製本物が納入されるまでの間は、次条又は第22条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時におけるこの契約による債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、印刷及び製本に着手しないとき。
- (2) 納入期限内に印刷製本物を納入しないとき又は納入期限経過後相当の期間内に印刷製本物を納入する見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第18条第1項の履行の追完をしないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第22条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、第3条の規定に違反して、契約金額の給付を目的とする債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の締結又は履行について不正な行為（第24条各号に該当するものを除く（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項第3号に規定する不当廉売の場合を除く。））があつたとき、その他契約に関する法令、条例、規則、規程等に違反したとき。
- (3) 印刷製本物を納入することができないことが明らかであるとき。
- (4) 受注者が印刷製本物を納入することを拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者のこの契約による債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 印刷製本物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約による債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 受注者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に契約金額の給付を目的とする債権を譲渡したとき。
- (9) 受注者が第25条又は第26条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者が枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当し、入札等除外措置を受けたとき（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）。
- (11) 受注者が、次のいずれかに該当するとき。
 - イ 受注者が法人である場合にはその役員等（枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱第2条第6項に規定する役員等をいう。）、受注者が個人である場合にはその者（以下この号においてこれらを「役員等」という。）が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委託契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつたとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第23条 第21条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（談合その他不正行為による発注者の解除権）

第24条 発注者は、この契約に関し、受注者（受注者が共同企業体であるこのときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 受注者に違反行為があったとして、公正取引委員会が行った独占禁止法第7条第1項若しくは第2項（同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による排除措置命令を受けたとき。
- (2) 受注者に違反行為があったとして、公正取引委員会が行った独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令を受けたとき、又は第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

（受注者の催告による解除権）

第25条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時におけるこの契約による債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第26条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第10条の規定による納入期限の延長が3ヵ月以上に達したとき。
- (2) 第10条の規定により契約内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第27条 第25条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第28条 受注者は、この契約が解除されたときは、この契約が解除された日までに納入することができる印刷製本物を、直ちに発注者に引き渡さなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定に基づく引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた印刷製本物を検査の上、当該検査に合格した印刷製本物に相応する契約金額を受注者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。
- 3 印刷製本物の納入後にこの契約が解除された場合は、当該解除に伴い生じる事項の処理については、発注者と受注者が民法の規定に従って協議して定める。

（発注者の損害賠償請求等）

第29条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 納入期限内に印刷製本物を納入することができないとき。

- (2) 納入された印刷製本物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第21条又は第22条の規定により、印刷製本物の納入の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約による債務の本旨に従った履行をしないとき又はこの契約による債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者に生じた実際の損害額が違約金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することができる。
- (1) 第21条又は第22条の規定により、印刷製本物の納入の完了前に発注者がこの契約を解消することができるとき。
 - (2) 印刷製本物の納入の完了前に、受注者がこの契約による債務の履行を拒絶し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務の履行が不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額から分割して納入した印刷製本物に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結日における支払遅延防止法の率を乗じて計算した額を請求するものとする。
- 6 第2項の場合（第22条第8号、第10号又は第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第30条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第25条又は第26条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約による債務の本旨に従った履行をしないとき又はこの契約による債務の履行が不能であるとき。
- 2 第17条第3項の規定による契約金額の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結日における支払遅延防止法の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第31条 発注者は、納入された印刷製本物に関し、第16条第1項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、契約金額の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が、第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が当該通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。

- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、印刷製本物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された印刷製本物の契約不適合が発注者の指示により生じたものであるときは、発注者は、当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(第三者に及ぼした損害)

第32条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(賠償の予定)

第33条 受注者は、この契約に関し、第24条各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。印刷製本物の納入が完了した後も同様とする。ただし、同条第1号から第3号までのうち、その対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定する不当廉売の場合を除く。

- 2 発注者は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第34条 発注者は、受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額に当該発注者の指定する期間を経過した日から契約金額の支払の日までの日数に応じ、契約締結日における支払遅延防止法の率を乗じて計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 発注者は、前項の追徴をする場合には、遅延日数につき契約締結日における支払遅延防止法の率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

(疑義の解決)

第35条 この契約書に定める条項その他について疑義が生じた場合には、発注者と受注者とが協議の上、解決するものとする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第36条 この約款において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第37条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。